

平成29年第3回_9月7日

○議長 宮城清政君 これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

開議（午前10時00分）

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長 宮城清政君 日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって1番 知念富信議員、2番 新垣由雄議員を指名します。

これから議案の上程に入ります。

日程第2．認定第1号 平成28年度南風原町一般会計歳入歳出決算認定

○議長 宮城清政君 日程第2．認定第1号 平成28年度南風原町一般会計歳入歳出決算認定を議題とします。それでは、提出者から提案理由の説明及び決算の概要説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 認定第1号 平成28年度南風原町一般会計歳入歳出決算認定について 平成28年度南風原町一般会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

平成28年度南風原町一般会計歳入歳出決算報告書 地方自治法第233条第5項の規定により、平成28年度における南風原町一般会計歳入歳出決算の概要と主要施策の成果に関する報告書を別紙のとおり報告いたします。お配りしました資料については、B4サイズの南風原町一般会計・特別会計歳入歳出決算書で、このなかに本認定案件に係る歳入歳出決算書、そして事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、土地開発基金運用状況調書の順で綴っております。更に別冊で平成28年度決算調書資料、これは主要事業の成果と併せて監査委員へ提出しております。併せてご参照いただきたいと思います。

それでは、平成28年度南風原町一般会計歳入歳出決算の概要について申し上げます。本町の平成28年度一般会計の決算規模は、歳入159億1,755万9,000円、歳出143億615万円で、前年度と比較して歳入3億8,652万7,000円、2.4パーセントの減、歳出で6億9,186万5,000円、4.6パーセントの減となっております。また、決算収支について見ますと、平成28年度歳入歳出差引額（形式収支）は、16億1,140万9,000円で、これから翌年度へ繰り越すべき財源4,747万1,000円を控除した実質収支は15億6,393万8,000円となっております。この実質収支から前年度の実質収支12億7,661万8,000円を差し引いた単年度収支2億8,732万円に財政調整基金積立金13億6,946万1,000円、繰上償還金0円を加え、財政調整基金積立

金取崩額17億9,221万4,000円を控除した実質単年度収支は、マイナス1億3,543万3,000円となっております。

次に、歳入の決算概要について説明いたします。主な歳入項目における自主財源・依存財源別の増減率を前年度と比較した場合、自主財源は9億959万円、13パーセントの増、依存財源は12億9,611万7,000円、14パーセントの減となっております。まず、自主財源の大部分を占める町税においては、1億6,598万2,000円、4.5パーセントの増で、税目別では個人町民税が納税義務者数の増等により6,500万7,000円、法人町民税の690万6,000円の増となり合計で7,191万3,000円、4.7パーセントの増、固定資産税が家屋の新築増や新規大型事業者の償却資産増等により8,111万8,000円、4.6パーセントの増、軽自動車税が税率改正及び登録台数の増により1,747万6,000円、17パーセントの増、町たばこ税が消費本数の減により403万9,000円、1.5パーセントの減となっております。その他の自主財源については、分担金・負担金が法人保育園の保育料及び食費の減等により1,061万円円、3パーセントの減、繰入金が財政調整基金の取崩し等により4億9,052万2,000円、36.7パーセントの増となっております。依存財源は、県支出金が待機児童対策特別事業補助金4,611万1,000円皆減、高生産性農業用機械施設導入費補助金4,425万円皆減等により8億3,660万5,000円、27.4パーセントの減、国庫支出金が年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金6,708万円皆増、保育所運営費国庫負担金4,603万3,000円の増、子どもの貧困緊急対策事業補助金2,988万1,000円皆増等により、1億8,317万円、8.9パーセントの増となっております。

続いて、歳出の決算概要について説明いたします。歳出の各経費別（性質別）の決算は、義務的経費で対前年度比2億7,838万1,000円、4.4パーセントの増となっております。項目別では、人件費において給与改定や退職手当組合負担金の増等により262万円、0.2パーセントの増、扶助費が認可保育園運営費補助金、高齢者向け臨時福祉給付金事業等の増により2億8,472万7,000円、7.6パーセントの増となっております。

次に、投資的経費が対前年度比13億1,006万1,000円、46.8パーセントの減になっており、普通建設事業の土地区画整理事業・物件補償費の減や北丘小学校大規模改造工事の皆減等によるものとなっております。また、その他の経費については、前年度決算余剰金の財政調整基金への積立金増により積立金2億9,943万4,000円、27.6パーセントの増、物件費で発掘調査支援委託料や預かり保育事業・臨時職員賃金等の増により1,349万7,000円、0.7パーセントの増となっており、その他の経費全体では3億3,981万5,000円、5.9パーセントの増となっております。一方、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は90.2パーセントで1.2パーセントの増となっております。経常収支比率増の主な理由は、同比率を算出する式の分子となる経常経費充当一般財源等（人件費、物件費、扶助費、公債費、繰出金等）が8,601万6,000円増え、分母である経常的一般財源等も地方税の増等により39万2,000円増えており、分子の増が大きいことによるものです。平成20年度より赤字決算が続いている国民健康保険特別会計の影響により、連結実質収支が赤字とならないよう、平成26年度

から一般会計において実質収支を大幅に黒字にするため財政調整基金を取り崩しており、平成28年度末においても財政調整基金残高は減となっております。国民健康保険特別会計の赤字決算が、本町の一般会計を含む全ての会計の財政運営に影響を与えており、今後も引き続き注視する必要があります。更に、毎年増加傾向にある扶助費をはじめ各特別会計への操出金や公債費の増加等、今後増加する財政需要に対応するために財政健全化計画を策定し、将来にわたって安定的な財政運営に努めることを記し、平成28年度の決算概要といたします。次ページ以降に一般会計歳入決算状況、一般会計歳出決算状況（性質別）、一般会計歳出決算状況（目的別）の表もお付けしていますので、お目とおしをお願いいたします。決算調書資料については、のちほど総務部、民生部、経済建設部以下、順次部ごとに説明させていただきたいと思っておりますので、ご審議をよろしくお願いいたします。以上であります。

○議長 宮城清政君 それでは、本日は、代表監査委員が出席されていますので、代表監査委員より平成28年度南風原町歳入歳出決算審査意見書及び基金運用状況審査意見書について概要の説明を求めます。稲福 清代表監査委員。

○代表監査委員 稲福 清君 平成28年度南風原町歳入歳出決算審査意見書、南風原町基金運用状況審査意見書について述べたいと思っております。まず、審査についてであります。審査の対象は、平成28年度南風原町一般会計歳入歳出決算、平成28年度南風原町特別会計歳入歳出決算（国民健康保険・下水道事業・土地区画整理事業・農業集落排水事業・後期高齢者医療）、平成28年度南風原町各会計実質収支に関する調書及び財産に関する調書であります。

審査の期間は、平成29年7月3日から8月16日まで、私と議選の上原喜代子さんで行いました。

審査の方法 この審査にあたっては、決算書、関係帳票及び証拠書類等に基づき、さらに必要資料の提出を求めるとともに、関係者の説明を聴取し、すでに実施した監査等の結果も参考にして、監査基準によるほか次の諸点に主眼をおいて実施いたしました。決算書の計数は正確であるか。収入済額は収入受入書と、支出済額は証憑書類と符合しているか。調定の時期は適正に行われているか。予算の流用、予備費の充用は適正になされているか。予算の執行はその目的に沿って適正に行われているか。会計年度及び会計間の独立の原則は守られているか。財産管理は適正に行われているか。財政運営は健全かつ効率的に行われているかであります。

審査の結果、平成28年度一般会計及び特別会計決算額は、関係帳票、証拠書類とも合致しており、決算書の計数は正確であると認められました。各会計の歳入歳出の執行、収入支出の事務処理及び財産の管理については、おおむね適正に行われたものと認められました。

決算の概要であります。各会計の総括は、平成28年度の各会計の決算を総括してみると、下記表のとおりであります。歳入決算額235億1,487万8,000円、歳出決算額230億8,848万6,000円で、歳入歳出差引額は4億2,639万2,000円となり、前年度を2億2,707万5,000円上回る額であります。翌年度に繰り越すべき財源は、2億5,136万5,000円で、実質収支額1億7,502万7,000円の黒字となっております。歳入決算額は、調定額に対し収入率94.7パーセントで235億1,487万8,000円が収入済額となっております。歳出決算額は、執行率87.9パーセントで230億8,848万6,000円が支出済額であり、翌年度への繰越額は15億2,096万8,000円であり、不用額は16億5,622万5,000円となっております。明細は、下のとおりであります。

3ページから5ページまでは、一般会計について述べています。それから、6ページが特別会計の国民健康保険、7ページが下水道事業、8ページが土地区画整理事業、9ページが農業集落排水事業、10ページが後期高齢者医療であります。これについては省略したいと思います。

次に、11ページで財産に関する調書を述べておりますけれども、12ページまで省略したいと思います。

審査意見を述べたいと思います。平成28年度の一般会計及び特別会計予算に計上された各事務事業は、総じて順調な成果を収めているものと認められました。今後とも次の点に留意し、なお一層適正な事務処理を行い、業務の適正かつ効率的執行に努められるよう望むものであります。

1番、予算の執行についてであります。調定について。年度末の出納整理期間中に、一般会計において128件4億704万6,000円（対前年度35件減、6億3,197万4,000円減）、特別会計において31件2億8,423万2,000円（対前年度6件減5億1,348万4,000円減）の調定行為がなされています。大部分が国・県からの交付金等の確定通知の遅れ及び歳入側からの通知の遅れによるものであるが、依然として一部には調定の遅延、数値の錯誤、訂正等によるものが見受けられました。調定は、歳入を徴収しようとする場合において、その内容を調査して収入金額を決定する内部的意思決定行為であります。まだ大部分に調定の遅延、錯誤等が見られるので今後とも調定の手続きにあたっては規則の定めに従って時機を失しないよう適切な事務処理に努められたい。

2番目の収入未済額についてであります。収入未済額は、一般会計9億1,985万2,000円で前年度に比べ3億3,296万6,000円の増加となっております。特別会計3億8,963万8,000円で、前年度に比べ5,349万7,000円の増加となっております。国・県からの交付金等以外の収入未済額は、次表のとおりであります。収入未済額が減少傾向にあることは、関係部署で法的措置等を含め各種の努力がなされているためで、高く評価したいと思います。一方、収入未済額は依然として多額であります。景気の低迷等から徴収業務の環境は厳しさを増していると思われるが、納税者の負担の公平と財源確保の観点から引き続き収入未済の実態把握に努め、督促や滞納処分等それぞれに応じた適切な債権管理を行い収入未済額

の解消と新たな発生防止についても取組を強化されたい。なお、学校給食収入（滞納繰越分）において、収入未済額に長期間動きがないものがあります。これについては適宜対処されたい。

3番目の不納欠損額についてであります。本年度の不納欠損額は、一般会計で個人町民税34件97万1,000円、前年度40件の285万6,000円。法人町民税6件の58万6,000円。固定資産税で28件258万3,000円。軽自動車税32件、15万7,000円となっています。特別会計では、国民健康保険税144件861万4,000円となっています。これら不納欠損処分は、滞納者が行方不明、不在がちで面接できない者、倒産、生活困窮者等の理由があるとして地方税法第18条5年時効、同法第15条の7第4項3年時効及び同法同条第5項即減に基づくものであります。債務者個々の実態把握に努め、滞納処分等関係法令に基づく措置については、十分に調査・検討及び滞納処分時期等に注意し、債権の適切な管理及び処分に努められたい。また、財政事情の厳しい折、税収等の自己財源の収納には鋭意総力を結集して極力不納欠損額の減少を図られたい。

次の予算の流用、充用について、それから不用額について、繰越明許費については省略したいと思います。

7番目の税収等の徴収強化についてであります。町税の収納状況、徴収率について、最近5カ年を比較してみると、平成24年度96.1パーセント、平成25年度97.1パーセント、平成26年度は97.8パーセント、平成27年度は98.1パーセントと推移しており、平成28年度は98.5パーセントで前年度比0.4ポイント増となっています。町税の徴収率は、平成16年度91.2パーセントに対前年度比が0.4ポイント低下したあと、平成17年度以降12年続けて上昇しており、徴収体制の強化が顕著に表れております。この間の徴税の推移を見ると、前年度分の徴収率が99パーセント前後の高水準を維持しており、不納欠損処理があるものの収入未済額が9年続けて減少し続けている。絶え間なく徴収強化に努めている成果であります。滞納者に対しては、十分なる事前調査を行うとともに、地方税法に定めのある滞納者の財産差押え等を含めて債権の管理及び滞納処分の更なる徴収強化に努められたい。次に、国民健康保険税の収納状況も厳しい状況にあるが、最近5カ年の現年度課税分の収納状況を比較してみると、平成24年度95.6パーセント、平成25年度96.6パーセント、平成26年度97パーセント、平成27年度97.3パーセントと推移しており、平成28年度は97.1パーセントで前年度比0.2ポイント減となっております。滞納繰越分を含めた平成28年度徴収率は、84.7パーセント、前年度比較0.9ポイント増となっています。県内の市町村もかなり厳しい状況にありなお一層、調査・研究、工夫、関係部署間との連携強化等を実践して、現在の高水準を維持しながら効率的な徴収事務に努められたい。

次に16ページであります。学校給食費現年度分の収納状況は、平成20年度以降95パーセント以上を維持しており、平成28年度は98.1パーセント（前年度比較0.3ポイント減）となっております。平成28年度は、給食費の収入額2億890万6,643円に対し、給食賄費2億2,330万9,749円で、1,440万3,106円の持ち出しとなっています。学校給食費と給食賄費は、

次表のとおりであります。学校給食費は、平成25年度から幼稚園給食が開始されたことで、調定額が増の傾向にあります。給食賄費が平成26年度から大幅増となった要因に、平成26年4月から消費税率が5パーセントから8パーセントへ引き上げられたこと、円高による輸入食材の価格値上げ、台風・大雨被害による県外産野菜等の価格高騰等との説明がありました。また、平成28年度から開始された町立幼稚園の2年保育により調定額が大幅増となっております。平成28年度分の滞納繰越分は、収入額が525万2,000円で対前年度比424万5,000円の減となっております。この減の要因は、滞納者との分割納付誓約相談等の取組が3年目となり、鈍化したと考えられます。しかし、この取組以前の収納率と比較すると、収納率が増となっております。今後とも継続して徴収強化に努められたい。一方、学校給食の収入未済額は以前多額（平成28年度は6,542万円）であり、学校給食費負担金の公平・公正を欠いていると言えます。この収入未済額に長期間動きがないものがあるので、滞納処分等関係法令を十分に調査・検討し、適宜対処されたい。また、収入未済額のなかには、不納欠損に結びつくものが見られる。滞納者に対しては、債務者個々の実態把握に努め、債権の適切な管理及び処分に努められたい。債権回収について、法的手段を含めた新たな方策等の調査研究を図り、徴収体制の強化に鋭意努力されたい。

次の下水道使用料の徴収については省略したいと思います。

17ページの財産の管理についてであります。1番の公有財産台帳の整理について、それから3番の有価証券の整理について、4番の出資出捐金による権利については省略したいと思います。2番の基金についてであります。基金については、1年定期から2年定期として改善されていることが見受けられるが、引き続き有利な運用を行うよう努められたい。財政調整基金は、町財政の健全な運営のため、年度間の財政の均衡を調整し、将来の財政負担に備えることを目的として設けているが、平成25年度末時点で19億7,195万3,000円あった財政基金残高が、平成28年度末時点では2億774万円で大幅減となっております。本町が平成28年度に定めた「南風原町の基金運用方針について」では、標準財政規模に対する財政基金の割合を20パーセント前後の数値となるよう基金の確保に取り組むとあります。本町の標準財政規模68億7,119万3,000円（平成28年度）に対する財政調整基金残高の割合は3パーセントであり、求める割合にはほど遠い。一方、近年、赤字決算を続け、平成30年度に都道府県単位化が決定された国民健康保険特別会計の累積赤字にも対処する必要があることから、財政調整基金を積み立てていく財政運営に鋭意努力されたい。

18ページであります。財政運営について、その概要を例年にならって財政指数を参考にしながら総合的に捉えてみました。1番の実質収支比率、2番の財政力指数、3番の経常収支比率は省略したいと思います。4番の公債費負担比率であります。この比率は、公債費にかかる財政負担の度合いを判断する指標の一つで、現実に歳入のあった一般財源と起債発行経費を含む公債費に充当された一般財源等の割合を示し、税の徴収率の高低、地域総合整備事業債等事業補正対象事業の多寡など、団体の事情が反映される指標で、15パーセントが警戒ライン、20パーセントが危険ラインとされています。公債費は、一般会計9

億8,419万1,000円、土地区画整理事業1億7,494万9,000円の公債費合計額で算出されます。本年度の公債費負担比率は11.2パーセントとなり、前年度12.2パーセントより1ポイント減少しています。このほかに特別会計において、国民健康保険75万5,000円、下水道事業1億8,540万3,000円、農業集落排水事業560万7,000円の公債費の償還があります。なお、債務負担行為で翌年度以降の支出予定額は、1,320万4,000円となっています。内容は、次表のとおりであります。今後は、特別会計（下水道事業、土地区画整理事業）への操出や負担金等の増加も予想され、町民の多様な行政需要に対応し事務事業を推進するには必然的に地方債に依存することになるため、公債費の動向には特に留意して健全財政に努めることが望まれます。以上、申し述べた基本的要素となる観点から財政運営について検討を試みた。上記実質収支比率にも見られるように、本年度の実質収支比率は20.2パーセントで前年度19パーセントと比較して増となっております。その要因として、平成28年度南風原町一般会計補正予算（第6号）にて平成28年度連結実質収支額が赤字にならないための対応として財政調整基金を取り崩して予備費へ14億3,500万円の増額補正を行ったことが挙げられます。実質収支比率は、高いほどよいわけでもないことから今後とも適度の収支額の確保に努められたい。一般会計性質別経費の状況をみると、義務的経費の増加が著しく、扶助費の前年度7.6パーセントの伸び率が主な要因として挙げられます。投資的経費では、普通建設事業が13億1,006万1,000円の減となり、対前年度比46.8パーセントの大幅減となった。また地方債は236億2,679万3,000円で、そのうち一般会計等繰入見込額が170億2,364万円で、基金残11億2,427万3,000円を差し引いた残高は158億9,936万7,000円を超える状況であり、今後とも経常収支比率、公債費負担比率等に留意して健全財政の保持に努められるよう望むものであります。地方債の内容は、次表のとおりであります。

厳しい財政事情のなかで、積極的に行政需要に対処して財政運営がなされたことは評価されるところであります。本町財政の極めて厳しい状況下にあることを踏まえて、人件費、扶助費及び公債費等の義務的経費の動向に特に配慮し、財政基盤の強化に努めること。また、事務事業の執行の際には、選択と集中やスクラップ&ビルド等を図り、特に公債費の増の要因となる普通建設事業の実施にあたっては十分検討をし、また財源の確保に一層努め、健全な財政運営を図ること。今後とも最小の経費で最大の効果を上げるという行財政運営の基本原則に則り、様々な取組をとおしてより一層確かな事業管理及び適切な事務処理に努められたい。

なお、次のことに適切な措置を執られるよう要望します。事務処理等についてであります。事務処理については、公人完了後における補修工事を行う際の瑕疵担保責任の原因確認に不足がありました。適切な事務処理を図るため、管理職員等においては法令等を遵守したより適正な事務処理に向け職員が担う業務の進捗管理や情報の共有等日常のチェック業務を徹底されたい。また、複数職員による業務のチェック体制の強化や事務指導体制の充実に努められたい。全庁的な取組として職員一丸の体制で事務処理等のミスを防ぐよう要望します。

2番の沖縄振興特別推進交付金事業であります。沖縄振興特別推進交付金は、自由度の高い事業実施が可能であるが、完了後は国の会計検査の対象となることや県の交付要綱に基づく成果目標の設定と事業成果の公表が要求されており予算執行能力を厳しく問われることになる。制度の趣旨・目的を踏まえ、効果的な事業として完了されるよう要望します。

3番目の保険給付費の抑制についてであります。国民健康保険特別会計が9年連続赤字を計上している主な要因は、保険給付費が右肩上がり増大していることにあり、保険給付費は今後も増加していくことが予想されます。保険給付費の抑制については、現行の保健活動を更に創意工夫し、町民への健康増進対策を一層強化し、保険給付費の抑制に努められたい。なお、国民健康保険の財政基盤強化を図るよう前期高齢者交付金制度の是正に関して国に強く要望されたい。

次に、22ページのむすびであります。平成28年度の一般会計及び特別会計決算は、一般会計、土地区画整理事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計は増額決算となり、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計については減額決算となっております。財政は、総じて健全に運営されていた。一般会計及び特別会計を総括した実質収支額が、1億7,502万7,000円（昨年度は1億3,185万8,000円で4,316万9,000円の増額）の黒字決算をもって翌年度に引き継いだ。ただし、国民健康保険特別会計においては、収支の均衡が得られず、8年続けて次年度予算から繰上充用をして対応しております。社会の高齢化が進むなかで、本町の国民健康保険加入者の1人当たりの医療費（一般、退職者）は年額32万2,000円（前年度32万4,000円）となっており、依然として高い状況にあります。この10年間の推移をみると、平成19年度は年額23万1,000円であり、10年間で9万1,000円増加しています。この医療費に対する抑制策は喫緊の課題であり、抜本的解決が急がれますが、保健福祉課及び国保年金課が連携し、KDB（国保データベース）を活用した南風原町保険事業実施計画（データヘルス計画）等の取組があります。同事業を含む町民への健康づくりに関する諸施策を実践していくことで、中長期的に南風原町民の医療費が削減されるよう今後とも取り組まれたい。

さて、平成28年度は、ハード面においては、津嘉山北土地区画整理事業、津嘉山中央線街路事業、黄金森公園整備事業、ウガンヌ前公園整備事業及び下水道事業等があり、ソフト面においては、待機児童解消対策として法人保育園を増やし定員増を図る保育所等整備交付金事業、学童保育事業、資料館整備事業等があります。特に対象年齢を拡充したことも医療費助成事業については、平成29年1月から現物給付を沖縄県内で初めて開始しました。また、新規事業である子供の貧困緊急対策事業補助金は、子どもの孤立（貧困）対策として「子ども元気ROOM」を設置し、支援を必要とする子どもたちへ生活指導や学習支援を行う沖縄県内で初めての事業であります。教育面では、黄金森公園スポーツ施設活性化事業、幼稚園園舎新增築事業、与那原バイパス発掘調査支援委託業務及び各種スポーツ大会など町民生活に密着した幾多の施策が推進されて、成果を収めたことは評価されるところであります。

また、平成24年に創設され5年目を迎えた沖縄振興特別推進交付金事業（一括交付金）を利用した主な事業を記してみますと、学校ICT推進事業、デザイン・くくり担い手育成事業及び低炭素化社会事業等が行われました。平成28年度一般会計決算は、自主財源では基幹である町税が対前年度比1億6,598万2,000円増（伸び率4.5パーセント）となった。繰入金の対前年度比4億9,052万2,000円増（伸び率36.7パーセント）に加え自主財源は対前年度比9億959万円増（伸び率13パーセント）となり、自主財源比率が対前年度比6.7ポイント増となっております。次に、依存財源は、県支出金が対前年度比8億3,660万5,000円減（伸び率27.4パーセント減）であり、町債も前年度対前年度比で5億5,250万円減となりました。依存財源比率は、対前年度比6.7ポイント減となっております。県内で初めてこども医療費の窓口無料化（現物給付）を開始したことや認可保育園が複数新設されること等から町民の意識として、南風原町は子育てしやすい町として認知されており、南風原町の財政は豊かであるというイメージがります。一方、現実には厳しい財政運営となっていることから、今以上に身の丈にあった財政運営の視点をもちつつ、町民への福祉サービスの向上を図るよう取り組まれます。以上のように、厳しい財政状況が続くなか、南風原町まちづくり基本条例の基本理念及び基本原則を意識したまちづくりと平成29年度を初年度とした南風原町第五次総合計画の長期展望のまちづくり、第三次南風原町行政改革大綱に基づく計画のもと、行政改革の進捗と主要施策の成果等に鑑み、安定した財源の確保に努め、限られた財源のなかで引き続き歳出の効率化・重点化を図り、健全な財政運営と行政改革を認識し、町勢の更なる進展と町民福祉の向上増進に寄与されるよう、一層のご尽力を望むものであります。

次に、48ページであります。基金の運用状況について報告したいと思います。審査についてです。地方自治法第241条第5項の規定に基づき審査に付された南風原町土地開発基金については、法令、条例に基づいて適正かつ効率的に運用されているか、計数は正確であるかなどについて審査を実施しました。審査の結果及び意見 審査の結果、この基金の運用状況の計数は、証憑書類、預金等とも合致していて正確であることを認めました。また、基金は設置目的に沿って運用されていると認めました。

運用の概要であります。南風原町土地開発基金 南風原町土地開発基金は、公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るため南風原町土地開発基金条例（昭和49年条例第10号）により設置されたもので、平成28年度末の基金の額は2億1,557万1,000円となっております。運用状況は次のとおりであります。平成28年度は、南風原町土地開発基金管理運用規則第4条の規定に基づく資金の貸付けについてはありませんでした。平成28年度は、土地開発基金預金利子36万円で、南風原町土地開発基金条例第6条の規定により一般会計に収入されております。以上であります。

○議長 宮城清政君 ただいま、代表監査委員より平成28年度南風原町歳入歳出決算審査

意見書及び基金運用状況審査意見書についての説明が終わりました。これより代表監査委員に対する質疑に入ります。なお、代表監査委員に対する質疑は、監査委員より提出された意見書内に留めてください。それでは、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。
8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 代表監査委員、お疲れ様でした。いろんなご指摘をいただいています。財政状況が厳しいこともよく分かります。1つだけ聞かせてくださいますか。報告の中の3ページです。表の中に収入未済額が9億1,985万2,000円、前年度と比較をすると56.7パーセントということで、これも減ですね。その主なるものと言いますか、もし資料を持っておられたら、この9億1,900万円の未済額を教えてください。以上です。

○議長 宮城清政君 代表監査委員。

○代表監査委員 稲福 清君 答えたいと思います。3ページの収入未済額の9億1,985万2,000円についてということですね。収入未済額については、13ページの2番、収入未済額についてということで述べております。それで、主なものは、13ページに書いてありますように、国・県からの交付金等、大きな金額ではあるのですがこれ以外の収入未済額としては、まず町税です。町税が6,036万5,000円ありました。それから、民生費負担金が357万6,000円ありました。それから教育使用料として30万4,000円あります。それから学校給食費が6,542万円、収入未済となっております。特別会計についても下にありますが花城議員の質問は一般会計ですから、例えば町税6036万5,000円となっておりますけれども具体的に年度ごとに何年度がいくら収入未済でしたということについては、添付資料の別表4. 収入未済額調べとあります。町税が6,036万5,000円と言いましたけれども、この町税の内容がこちらで述べられています。町税の中には個人町民税があります。それから法人町民税があります。それから固定資産税があります。軽自動車税があります。これを合計して別表4の右側合計で6,036万5,000円となっております。ですから、年度ごとのものが溜まっていっているのです。ちなみに、28年度だけについて言いますと、この別表4からみます個人町民税の収入未済額は878万円でしたということになっております。個人町民税の平成9年度からの累積で2,141万ありますということになっております。過年度からの累積でこの金額になりますということです。28年度だけであの金額になったわけではありません。以上です。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって代表監査委員に対する質疑を終わり

ます。稲福代表監査委員、本日は大変ありがとうございました。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前10時53分）

再開（午前11時08分）

○議長 宮城清政君 再開します。これから、各部長の詳細の説明方法について申し述べます。まず、これまでの説明方法として昨年と同様、決算調書資料を用いて説明をし、歳入については節ごとに予算現額調定額が100万円以上の差額理由、不納欠損額の主な処分理由、また収入未済額の原因となった主な理由についてでございます。歳出については、節において不用額100万円以上、100万円未満でも執行率が低い、あるいは未執行などを生じた主な理由を決算調書資料で説明します。決算調書資料で説明が不十分な箇所があれば、決算書を用いて説明をし決算書の朗読説明は省略させていただきます。

それでは、各部長に所管にかかる説明を求めます。総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 それでは、認定第1号 平成28年度一般会計歳入歳出決算の総務部各課に係る概要を決算書と決算調書でご説明申し上げます。まず、総務課の歳入に係るもので決算書19ページ。15款2項1目1節。不動産売払収入の収入未済額1,601万円につきましては、新川地内ファームポンド跡地を入札により売買契約を締結しましたが、契約相手側の都合で期限内の支払ができず、契約解除となったことによるものでございます。その関連で、決算書の22ページ。19款5項1目1節。違約金及び延滞金に契約保証金として土地売買代金10パーセント相当の160万1,000円が収入済額となっております。

続きまして歳出における100万円以上の不用額としては、決算調書の30ページ。歳出の2款1項11目。諸費11節。負担金補助金は、津嘉山地区地域振興資料館建設補助金97万3,000円が主な理由で、年度末まで事業費の確定ができなかったことから補正は行いませんでした。

続きまして、未執行予算について説明いたします。決算調書の32ページです。2款2項1目。税務総務費9節。旅費は、固定資産評価審査委員会を開催する必要がなかったことによるものです。失礼しました。決算書32ページです。2款2項1目。税務総務費9節の旅費でございます。固定資産評価審査委員会を開催する必要がなかったことによる未執行となっております

続きまして、同じく決算書57ページ。9款1項2目。災害対策費旅費の2万4,000円の未執行でございますが、これは2月27日に防災会議は開催して報酬は支払っておりますが、旅費の支出を失念し29年度に支払ったことがその理由となっております。

次に、企画財政にかかるものでございます。決算調書を申し上げます。42ページからの予算額と調定額に100万円以上の差額があるものは、2款2項1目1節。自動車重量譲与税、3款1項1目1節。地方揮発油税及び9款1項1目1節。地方交付税は、交付決定が3月のため、それから13款2項6目16節。地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業補

助金から44ページの20款。地方債については、前年度繰越事業のため補正ができなかったためでございます。それから43ページ、14款2項1目11節。沖縄振興特別推進交付金は、年度末まで事業が行われたことと、前年度繰越のため補正を行いませんでした。

続きまして45ページ、歳出における100万円以上の不用額は、2款1項14目。電子計算機13節と18節につきましては、前年度繰越事業のため補正ができなかったことがその理由でございます。

続きまして住民環境課に係るものの、まず未執行予算についてです。決算書44ページ。4款1項4目。環境衛生費1節。報酬4万5,000円、それから45ページの9節。旅費につきましては、公害対策審議会委員への諮問がなく会議を招集する必要がなかったことによるものです。続いて46ページ。4款2項1目。塵芥し尿処理費9節の3万2,000円の未執行分につきましては、これも廃棄物処理等推進審議会委員報酬・費用弁償で、同審議会を2月13日に開催いたしました。これも総務課のものと同様理由で失念により29年度に支払いを行ったことによるものでございます。住民環境課における予算現額と調定額の差額があるものと不用額に100万円以上の差額があるものについてはございません。

続きまして、税務課にかかるものの歳入で、決算調書です。55ページ。収入未済額について説明いたします。町税の調定額合計39億2,025万170円、収入済額合計38億5,745万7,887円、現年度分徴収率は99.4パーセント、滞納繰越分45.5パーセント、町税全体の徴収率は98.5パーセントで対前年度比0.4ポイントの増となっています。次に、町税における収入未済額合計は、1,503件、6,036万4,919円で、内訳は個人住民税が632件2,141万177円、法人町民税36件、207万731円、固定資産税546件、3,473万1,291円、軽自動車税289件、215万2,720円となっており、収入未済額全体として対前年度比件数215件、1,091万8,564円、15.3パーセントの減となっています。

次に、決算調書56ページをお願いします。不納欠損調べについて説明します。不納欠損額の合計は、件数100件、429万6,932円で、その内訳は地方税法第15条の7第5項による即時消滅が10件、136万9,531円。同法第15条の7第4項による滞納処分の執行停止後3年経過が75件、208万1,417円、同法第18条の時効によるものが15件84万5,984円となっております。不納欠損全体として対前年度比件数20件、232万2,852円、35.1パーセントの減となっています。

次に、決算調書92ページから93ページの予算現額と調定額に100万円以上の差があるものについて、町税の1款1項。町民税から3項。軽自動車税の予算額の算定は、調定額に徴収見込率を乗じたことによるものです。19項1項1目1節。延滞金につきましては、年度末まで見込ができなかったため補正を行っておりません。なお、今決算において総務課と住民環境課において失念という初歩的なミスにより委員の皆さんへの支払が次年度になされたことについて、お詫び申し上げます。今後このようなことがないように事務の適正化の徹底を図ってまいります。以上が総務部に係る平成28年度一般会計決算の概要説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは、引き続き民生部各課における平成28年度一般会計歳入歳出決算状況について、決算調書と決算書でご説明いたします。まず、こども課にかかる決算状況についてでございます。決算調書96ページをお願いいたします。保育料及び主食費の収入未済額についてでございます。現年度分が8件31万9,500円、滞納繰越分が22件、275万3,350円、合計30件、307万2,850円となっております。滞納の理由としましては、経済的理由がほとんどであります。徴収率については、現年度分が99.9パーセント、滞納繰越分が52.4パーセント、全体での徴収率は99.1パーセントで対前年度比0.74ポイントの増となっております。

次のページをお願いいたします。不納欠損処分については3件ございました。3万9,520円を地方自治法第236条に基づき不納欠損処分いたしました。引き続き、保育料の州の対策については強化し収入未済額の縮減に努めてまいります。

次に、決算調書の153ページをお願いします。歳入の各目の節において予算現額と調定額の差額100万円以上あるものが、こども課においては7件ございました。1件目の13款1項1目1節。保育所運営費負担金、2項1目3節。児童福祉費補助金については、保持お金の交付決定通知が3月下旬、4月に実績報告となることから最終補正に間に合わないことによるものでございます。

154ページをお願いします。3件目の4節。臨時福祉給付金給付事業費保持金は、見込んでおりました給付金より実績が下回ったことにより差額が生じております。4件目の7節。生活困窮者就労準備支援事業費等補助金については、本来補正を行うべきでしたが、失念し補正していなかったことによるものでございます。

次のページをお願いします。5件目の14款1項1目1節。保育所運営費負担金、それから6件目の2項2目4節。児童福祉費補助金は、こちらも国と同じく補助金の交付決定通知が3月下旬で4月に実績報告となることから最終補正に間に合わないことによるものです。

次に、156ページの7件目となる3目12節。こども医療費補助金は、見込みよりも実績が下回ったことによるものでございます。この県補助金については、補助金が2分の1のところですが、現物給付分については県のこの補助金が11.657パーセント減額されております。それに関しましては、県に対して見直しを要望しているところでございます。次のページの延滞金、雑入について、こども課での100万円以上の差額はございませんでした。

153ページをお願いします。歳出の目ごとの節においての100万円以上の不用額が5件ございます。1件目の3款1項10目19節。負担金、補助及び交付金797万7,000円については臨時福祉給付金が見込みより実績が下回ったことによる不用額でございますが、繰越事業分であったために補正をしておりません。2件目は3款2項1目19節。負担金、補助及び

交付金で、こちらの不用額は子供の貧困緊急対策事業補助金107万4,140円が主な要因で、実績報告が4月のため補正ができなかったことによるものであります。

次のページをお願いします。3件目の3款2項2目19節. 負担金、補助及び交付金1,385万3,400円は、延長保育促進事業等各事業において事業の実績報告が4月のため3月補正に間に合わなかったことによるものです。4件目の3款2項3目19節. 負担金、補助及び交付金2,009万円についても、学童クラブ支援員処遇改善補助金等各事業の実績報告が4月となるため3月補正に間に合わなかったことによるものです。

5件目の4款1項1目20節. 扶助費の不用額は、こども医療費助成事業の実績が見込みより下回ったことによるものでございます。

未執行予算につきましては、決算書の42ページをお願いします。3款3項1目20節. 扶助費5万円は、小災害罹災者がいなかったための不用額となっております。以上がこども課についてでございます。

(「休憩願います」の声あり)

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩 (午前11時11分)

再開 (午前11時12分)

○議長 宮城清政君 再開します。

○民生部長 知念 功君 それでは、国保年金課にかかる決算状況についてご説明いたします。決算調書163ページをお願いします。歳入の予算額と調定額の差額で19款5項7目1節. 雑入において差額1,257万3,459円がございます。後期高齢者医療広域連合市町村負担金の精算通知が最終補正に間に合わなかったことによるものです。精算によって前年度の分で過不足があった場合に交付されますが、払い過ぎということで戻ってくるその通知が3月補正に間に合わなかったことによるものです。

次のページ、歳出における100万円以上の不用額について1件ございました。4款1項5目13節. 委託料408万7,083円については、住民健診が年度末まで請求があることから減額補正を控えたことによるものでございます。国保年金課の一般会計での未執行予算はございませんでした。

次に、保健福祉課にかかる決算状況についてご説明いたします。決算調書の168ページをお願いします。収入未済額につきましては、11款1項1目4節. 老人福祉施設入所負担金の滞納繰越分50万3,430円でございます。19款5項7目1節. 栄養改善事業利用収入2,700円の2件でございます。滞納の理由としましては、生活困窮であり、引き続き納付誓約書の順守等で滞納額縮減に努めてまいります。

次に、181ページをお願いします。歳入の予算額と調定額の差額については、1件ございました。19款5項7目1節. 雑入において保健福祉課分における236万655円の差額につきましては、介護予防受託金が当初見込みより増額になったことによるもので、実績報告

が4月のため3月補正に間に合わなかったことによるものです。

次に、歳出の100万円以上の不用額4件ございました。1件目の3款1項2目13節. 委託料は、17の事業の合計額328万8,250円で、そのうち100万円以上となったものが1件、高齢者水中運動委託料において見込みよりも利用者数が減となったため120万4,670円の不用額が生じております。

次の182ページをお願いします。こちらの不用額は、18の事業の合計額で118万5,206円となっております。1事業での100万円以上の不用額はございませんでした。

次のページをお願いします。3件目の3款1項3目20節. 796万1,197円については、5つの事業分の合計で、その中で100万円以上については介護給付訓練等給付費事業で、こちらは見込みよりも実績が下回ったことにより、年度末まで事業がありますことから660万4,480円の不用額となっております。

次のページをお願いします。4款1項2目13節. 委託料257万2,840円につきましては、新たにB型肝炎の予防接種が始まりまして、そちらも含め12種類の予防接種について接種見込みの人数を合計で1万7,255人と見込んでおりましたが、実績が1万6,914人で341人減となったことによるものです。

保健福祉課における未執行予算については、決算書の44ページをお願いします。4款1項2目1節. 報酬3万3,000円、それから9節. 旅費3,000円につきましては、予防接種健康被害調査委員会を開催する必要がなかったことによるものでございます。以上、民生部についての決算状況でございましたが、28年度におきましては、失念により補正予算の計上をしていないものが1件ございました。このようなことがないように、各課のチェック体制の強化、事務指導体制の充実に努めてまいります。申し訳ございませんでした。以上で、民生部に係る決算の概要説明といたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 経済建設部各課にかかる平成28年度一般会計歳入歳出決算状況について、決算書及び決算調書によりご説明いたします。まず、まちづくり振興課についてご説明いたします。決算調書の185ページからでございます。収入未済額については、繰越明許分以外はなく、不納欠損についてもございませんでした。

続きまして予算現額と調定額に100万円以上の差があるものや歳出100万円以上の不用額につきましてもございませんでした。未執行予算につきましては、決算書の55ページ8款4項1目14節. 使用料及び賃借料については、高速道路及び駐車場使用がなかったためでございます。

続きまして、都市整備課についてご説明いたします。決算調書の195ページからとなります。収入未済額については、繰越明許分以外はなく、不納欠損についてもございません。

続きまして、予算現額と調定額に100万円以上の差があるものや歳出100万円以上の不用

額につきましてもございませんでした。未執行予算についても、ございませんでした。

続きまして、区画下水道課の一般会計の決算についてご説明いたします。決算調書の221ページからとなります。収入未済額や不納欠損についてはございませんでした。予算現額と調定額で100万円以上の差があるものや歳出の100万円以上の不用額についてもございませんでした。未執行予算もございません。

続きまして、産業振興課についてご説明いたします。決算調書226ページからとなります。収入未済額や不納欠損はございませんでした。

続いて242ページをお願いいたします。予算現額と調定額に100万円以上の差があるものについてはございません。歳出100万円以上の不用額については、2件ございます。1件目の7款1項1目13節. 委託料185万6,150円は、デザイン・くくり担い手育成事業の151万9,992円は平成29年3月に実績報告があり、最終補正に間に合わなかったためでございます。その他1件33万6,158円との合計額となっております。2件目の7款1項2目13節. 委託料337万2,266円については、島ジマガイド事業172万3,117円、そしてヒーローのまち事業で76万5,201円は、これも同じく平成29年3月に実績報告あり最終補正に間に合わなかったためでございます。その他7件88万3,948円との合計額が不用額となっておりますが、予算の事業執行状況の確認を行っていただければ最終補正で対応できたものがございました。それについては事務改善に努めていきたいと思っております。そして、未執行額についてはございませんでした。以上で、平成26年度、経済建設部にかかる決算概要の説明といたします。ご審議をよろしくをお願いいたします。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 それでは、教育部各課にかかる平成28年度南風原町一般会計歳入歳出決算状況について、決算書及び決算調書により説明します。教育総務課の決算状況から説明します。調書の246ページをお開きください。19款5項3目1節. 学校給食保護者負担金現年度分が79件400万3,157円の収入未済額となります。また、2節の滞納繰越分は、1,257件6,141万6,390円の収入未済額となります。

決算調書255ページをお開きください。歳入予算現額と調定額の増減額100万円以上の差と100万円以上の不用額があるものについて説明します。歳入の19款5項3目. 学校給食収入2節. 滞納繰越分マイナス5,825万5,450円の差額は、予算計上において収納率を平成27年度滞納繰越分50パーセント、平成26年度以前滞納繰越分10パーセントで見込んだことによるものです。

歳出の10款6項1目13節. 委託料216万395円の不用額は、黄金森公園スポーツ施設活性化事業の事業完了が3月24日であり、事業の精算による減額補正が最終補正予算に間に合わなかったことによるものです。なお、未執行予算はありません。

次に、学校教育課の決算状況について説明します。決算調書258ページをお開きくださ

い。収入未済額については、12款1項4目1節。幼稚園保育料、現年度分10件15万3,850円、2節。同滞納繰越分1件3万9,200円、9節。預かり保育料現年分6件10万200円、10節。同滞納繰越分1件1万750円の収入未済額となります。

決算調書286ページをお開きください。歳入予算額と調定額の増減額100万円以上の差と100万円以上の不用額について説明します。歳入予算額と調定額の増減額100万円以上についてはありません。歳出の10款2項1目14節。使用料及び賃借料169万9,181円の不用額は、最終補正で減額したものの、更に減額すべきであった算定誤りによるものです。10款3項1目11節。需用費227万4,627円の不用額は、光熱費が見込額よりも少なかったことや修繕費等の減額補正を行うべき所を失念により行わなかったことによるものです。

未執行予算額については、決算書61ページをお願いします。10款2項3目17節。公有財産購入費2,223万3,000円、22節。補償、補てん及び賠償金98万5,000円は、津嘉山小学校南側避難通路整備事業を平成29年度へ繰り越したことによるものです。また、同事業土地売買契約収入印紙代の11節。需用費1万6,000円の不用額は、土地売買契約の未契約によるものです。

次に、生涯学習文化課の決算状況について説明します。収入未済額はありません。決算調書398ページをお開きください。歳入予算現額と調定額の増減額100万円以上の差と100万円以上の不用額について説明します。歳入10款1項4目6節。社会教育使用料マイナス130万8,450円の差額は、最終補正で増額しましたが見込額より増えたことによるものです。14款2項6目4節。社会教育補助金マイナス216万9,000円の差額は、沖縄県より平成29年4月24日に補助金確定通知があり、最終補正予算に間に合わなかったことによるものです。100万円以上の不用額はありません。

未執行予算については、決算書66ページをお願いします。10款5項6目8節。報償費1万6,000円は、図書館で実施している夏休み講座において、外部講師ではなく図書館司書による講座を実施したことにより講師謝礼金の必要がなかったことによるものです。なお、教育部各課に該当する歳入予算現額と調定額の増減100万円以上の差と100万円以上の不用額があるものや未執行予算については、性質上やむを得ない理由のあるものを除き予算執行状況の確認を行っていれば最終補正で対応できたものが昨年度に引き続きありました。それについては、今後も引き続き事務改善に努めていきたいと思っております。以上で平成28年度教育部にかかる決算の概要といたします。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 総務部長より追加の説明がございます。総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 各部の説明が終わったところで、認定第1号の参考資料をお手元に配布しております。町の財政状況の推移でございます。普通会計ですね。14年度からございまして、28年度の決算状況を反映させて、歳入歳出の総額から実質収支、各指標がございます。脚注としてそれぞれの項目の説明がございますのでのちほどお目とおしをお

平成29年第3回_9月7日

願います。以上です。

○議長 宮城清政君 議会事務局長。

○議会事務局長 仲村 一夫君 議会費、監査委員費についてご説明申し上げます。調書では表れませんので、決算書の25ページをお開きください。議会費の100万円以上の不用額についてはございません。1款1項1目19節. 負担金、補助及び交付金の不用額65万3,422円につきましては、政務活動費の不用額によるものでございます。収支報告が3月中となっておりますので、不用額として補正減することができなかつたことによるものでございます。

次に、監査委員費につきましては、決算書の37ページにございます。2款6項1目になりますが、特にございません。以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長 宮城清政君 各部長からの所管にかかる説明が終わりました。これで認定第1号の説明を終わります。休憩します。

休憩（午前11時49分）

再開（午後12時59分）

○議長 宮城清政君 再開します。

日程第3. 認定第2号 平成28年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

○議長 宮城清政君 日程第3. 認定第2号 平成28年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 認定第2号 平成28年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 平成28年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。次ページ以降の歳入歳出決算の概要、決算調書資料等の説明については、担当からさせていただきます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 平成28年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要についてご説明いたします。報告書の2ページをお願いいたします。国民健康保険の加入

状況は、世帯数5,143世帯（前年度比2.3パーセント減）、被保険者数は9,956人（4.3パーセント減）で、本町の人口等に占める加入割合は、世帯数36.3パーセント（2.5パーセント減）、被保険者数は26.3パーセント（3.6パーセント減）、被保険者の内訳は、一般9,756人（3パーセント減）、退職者等は200人（41.5パーセント減）となっております。

次に、国民健康保険特別会計の歳入歳入決算の状況は、歳入総額49億9,383万9,000円で、前年度比2,425万5,000円（0.5パーセント）の減、歳出総額が63億9,083万8,000円で前年度比2億1,536万6,000円（3.5パーセント）の増となっております。その結果、歳入歳出差引額は、13億9,699万9,000円の不足が生じたために翌年度から繰上充用しております。歳入の主な内容は、国民健康保険税が6億5,740万1,000円で前年度より1,607万3,000円（2.4パーセント）の減、国庫支出金が16億3,958万5,000円で917万7,000円（0.6パーセント）の減、県支出金が3億2,196万円で125万9,000円（0.4パーセント）の増、療養給付費交付金が1億7,916万4,000円で3,353万4,000円（23パーセント）の増、前期高齢者交付金が3億5,927万9,000円で2,507万9,000円（7.5パーセント）の増、共同事業交付金が14億2,114万7,000円で3,964万5,000円（2.7パーセント）の減、繰入金3億9,776万円で1,059万8,000円（2.6パーセント）の減、諸収入が1,672万円で859万8,000円（34パーセント）の減となっております。歳出の主な内容は、総務費が1億3,240万7,000円で前年度より248万3,000円（1.8パーセント）の減、保険給付費が287億4,490万2,000円で1億2,446万6,000円（4.3パーセント）の減、後期高齢者支援金等5億5,149万2,000円で2,057万2,000円（3.6パーセント）の減、介護納付金が2億4,676万6,000円で408万9,000円（1.6パーセント）の減、共同事業拠出金が14億7,122万5,000円で1,472万9,000円（1パーセント）の増、保険事業費が4,970万円で214万4,000円（4.1パーセント）の減、諸支出金が3,579万6,000円で4,040万6,000円（53パーセント）の減、前年度繰上充用金が11億5,737万8,000円で3億9,503万5,000円（51.8パーセント）の増となっております。歳入減の主な理由としましては、療養給付費交付金、前期高齢者交付金の増はありますが、国民健康保険税、共同事業交付金、繰入金等の減によるものであります。歳出増の主な理由としましては、保険給付費、後期高齢者支援金等の減はありますが、共同事業拠出金及び前年度繰上充用金の増によるものです。なお、保険給付費は歳出総額の43パーセントを占めております。以上が平成28年度南風原町国民健康保険特別会計の決算報告といたします。

次のページ3ページは、平成28年度と27年度の決算状況と対前年度比でございます。4ページは、年度ごとの保険税の収納状況、収入未済額の状況、そして5ページから7ページは一般分、退職分、合計の年度ごとの医療費状況となっておりますのでお目とおしをお願いいたします。

続けて、決算調書の説明を行います。まず、決算調書302ページをお願いいたします。収入未済額についてご説明いたします。国民健康保険税における収入未済額は846件、1億987万8,095円となっており、前年度より件数で82件の減、額では1,272万8,351円の減となっております。国保税全体での徴収率は84.7パーセント。対前年度比0.9ポイントの増となつ

ており、内訳は現年度分が97.1パーセント、対前年度比0.2ポイントの減、滞納繰越分が18パーセントで対前年度比2.1ポイントの減となりました。収入未済となる滞納の主な理由は、生活困窮によるものでございます。諸収入における収入未済額は、一般保険者第三者納付金が前年比1件減の2件で、金額が15万円減の32万6,877円。一般被保険者返納金が前年比8件増の34件、金額で8,923円増の42万6,437円。雑入の4件285万6,278円につきましては、診療報酬の不正請求を行った元保険医療機関開設者に対し現在返還請求をしております不正及び不当利得徴収金と不正利得加算金の未収金となっております。

次のページをお願いします。不納欠損処分調べについてであります。国保においては、地方税法第18条の消滅時効によるもの144件、861万3,618円の不納欠損処分を行いました。その不納欠損理由の内訳としましては、生活困窮が85件、生活保護受給者となったことが43件、所在不明が16件であります。これらにつきましては、徴収努力を続けてまいりましたが納付がなく、調査の結果、財産及び支払い能力がないなどの判断がなされ不納欠損処分といたしました。

次に、決算調書327ページをお願いいたします。歳入の各目の節において、予算現額と調定額の増減額が100万円以上のものが16件ございます。1款1項1目。一般被保険者国民健康保険税の1節から6節までの6件については、12月末時点の調定額に対して前年度収納率による収納見込額で予算計上をしているため差額が生じております。次に、4款。国庫支出金1項1目。療養給付費等負担金1節。現年度分4,453万6,317円は、国からの交付決定通知が最終補正に間に合わなかったこと、2項。国庫補助金2目1節。普通調整交付金13億8,620万8,000円については予算の歳入歳出の調整額を計上していることによるものであります。2節。特別調整交付金から8款。共同事業交付金については、国・県からの交付決定が最終補正に間に合わなかったことによるものです。12款の諸収入については、実績の確定が最終補正に間に合わないために生じている差額であります。

次のページをお願いします。歳出の各目の節において100万円以上の不用額が4件ございます。まず2款1項1目。一般被保険者療養給付費3,143万2,628円と2目。退職被保険者療養給付費1,931万2,741円については、療養費の請求が2カ月遅れのために補正を控えたことによる不用額でございます。4項1目。出産育児一時金496万6,409円、8款1項1目。特定健康診査等事業費505万3,881円につきましては、年度末まで支給申請・請求があることから補正を控えたことにより不用額が生じております。

次に、未執行予算については2件でございました。決算書の85ページをお願いします。1款2項2目14節。使用料及び賃借料の5,000円は、高速自動車道使用のため計上しておりますが、使用がすることがなかったためであります。2件目は、決算書91ページをお願いします。11款1項2目23節。償還金、利子及び割引料5万円については、該当者がいなかったことによるものでございます。

以上で平成28年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要説明といたします。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これで認定第2号の説明は終わります。

日程第4. 認定第3号 平成28年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

○議長 宮城清政君 日程第4. 認定第3号 平成28年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 認定第3号 平成28年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 平成28年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。次ページ以降の歳入歳出決算の概要、そして決算調書資料等の説明については、担当からさせていただきます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 認定第3号平成28年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について概要をご説明いたします。認定第3号の2ページをお願いします。後期高齢者医療保険につきましては、法令の定めにより保険料の算定は広域連合が行い、その徴収等は各市町村が行うことから、徴収した保険料を広域連合に納付するため特別会計において処理することとなっております。平成28年度南風原町後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算の状況は、歳入総額が2億5,819万6,000円で前年度より2,002万7,000円（8.4パーセント）の増、歳出総額は2億5,706万8,000円で1,961万8,000円（8.3パーセント）の増となっており、歳入歳出差引額は112万8,000円の黒字となっております。歳入の主な内容は、保険料が1億8,683万9,000円で、前年度より1,660万8,000円（9.8パーセント）の増、繰入金が7,018万9,000円で455万5,000円（6.9パーセント）の増、繰越金が72万円で115万8,000円（61.7パーセント）の減となっております。歳出の主な内容は、総務費1,112万3,000円で前年度より189万6,000円（20.6パーセント）の増、後期高齢者医療広域連合納付金が2億4,565万円で前年度より1,778万3,000円（7.8パーセント）の増となっております。また、後期高齢者広域連合納付金の内訳は、保険料が1億8,654万3,000円で前年度より1,623万7,000円（9.5パーセント）の増、保険基盤安定負担金が5,910万6,000円で前年度より292万8,000円（5.2パーセント）の増となっております。以上が平成28年度南風原町後期高齢者医療特別会計決算の概要報告といたします。

（「休憩願います」の声あり）

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後1時17分）

再開（午後1時19分）

○議長 宮城清政君 再開します。

○民生部長 知念 功君 3ページの別紙1については、決算状況の前年度との比較になっております。それから、4ページは、診療報酬内訳の年度ごと集計を掲載しております。この4ページ右上に被保険者数平成23年から28年までを記しておりますが、23年から28年の5カ年間で605人増えておまして、毎年、後期高齢者の該当者は増えていっている状況でございます。以上、お目とおしをお願いします。

続きまして、決算調書等の説明を行います。決算調書391ページをお願いします。収入未済額について、まず現年度分普通徴収保険料で19件、69万7,316円。滞納繰越分で7件、60万7,532円。合計26件、130万4,848円でございます。前年度と比較しますと、件数で14件の減、金額で46万1,352円の減となっております。滞納の主な理由は、生活困窮によるものでございます。

次に、393ページをお願いします。歳入の各目の節において予算現額と調定額の増減額100万円以上が1件ございます。1款1項2目1節. 現年分普通徴収保険料141万7,283円につきましては、1月末調定額に収納率99パーセントを見込み計上しておりましたが、実績が上回ったことによる差額となっております。歳出の各目節におい100万円以上の不用額はありませんでした。

次に、未執行予算については1件ございます。決算書127ページをお願いします。4款1項1目23節. 償還金、利子及び割引料10万5,000円は、一時借入の必要がなかったため未執行予算となっております。以上が平成28年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要説明といたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 宮城清政君 以上で認定第3号の説明を終わります。

日程第5. 認定第4号 平成28年度南風原町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定

○議長 宮城清政君 日程第5. 認定第4号 平成28年度南風原町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 認定第4号 平成28年度南風原町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について 平成28年度南風原町下水道事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。歳入歳出決算の概要と決算調書資料等の説明については、担当からさせていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。休憩します。

休憩（午後1時23分）

再開（午後1時24分）

○議長 宮城清政君 再開します。

○経済建設部長 金城敬宝君 それでは、認定第4号平成28年度南風原町下水道事業決算の概要をご説明します。

まず、歳入の決算額が7億1,847万8,000円で、歳出の決算額が7億1,204万9,000円となっております。決算額を前年度と比較すると、歳入で6,851万6,000円（8.7パーセント）の減、歳出では6,684万円（8.6パーセント）の減となっております。

歳入が減となった主な理由としましては、国庫支出金及び県支出金の減によるものです。歳入の主な内訳は、使用料及び手数料が1億8,850万3,000円で（26.2パーセント）、繰入金1億7,311万6,000円（24.1パーセント）、町債1億5,690万円（21.8パーセント）、国庫支出金1億1,953万4,000円（16.6パーセント）、県支出金6,577万5,000円（9.2パーセント）、繰越金810万6,000円（1.1パーセント）、諸収入654万4,000円（0.9パーセント）であります。

次に、歳出の主な内訳としましては、工事請負費2億6,243万5,000円（現年度分1億2,745万1,000円、繰越分1億3,498万4,000円）、調査委託費7,791万3,000円（現年度分7,108万2,000円、繰越分683万1,000円）、補償費384万7,000円（現年度分151万3,000円、繰越分233万4,000円）、負担金及び補助金365万円、事務費470万円の執行、合計で3億4,889万5,000円で、歳出総額に占める割合が49パーセント（前年度52.3パーセント）となり、その他に流域下水道建設負担金2,113万2,000円（3パーセント）、流域下水道維持管理負担金1億918万7,000円（15.3パーセント）、公債費1億8,540万3,000円（26パーセント）等が主な項目でございます。その他4,743万2,000円（6.7パーセント）の歳出があり、平成28年度予算の執行率は77.1パーセントとなっております。

4ページに、ただいまご説明しました歳入歳出と下水道使用料の収入未済額が添付されていますので、お目とおしをお願いいたします。

続きまして、決算書及び決算調書についてご説明いたします。まず、決算書の97ページをお願いいたします。3款1項2目3節. 防災安全交付金。これは補助事業で浸水対策下水道事業収入未済額8,797万5,504円、同じく4款1項1目1節. 沖縄振興公共投資交付金未普及解消下水道事業収入未済額3,623万6,080円で、共に明許繰越によるものであります。

決算調書332ページをお願いいたします。収入未済額で2款1項1目1節. 下水道使用料の現年度分については、不納欠損はなく収入未済額で359件、55万9,451円。同じく2節の滞納繰越分については不納欠損が3件で1,638円、収入未済額については90件の10万3,629円となっております。8月31日現在では、現年度分で収入未済額が14件で1万573円となっており、滞納繰越分については、収入未済額が45件で9万8,049円となっております。

す。不納欠損の理由としましては、転移先不明により地方自治法第236条第1項の消滅時効となっております。

決算調書の353ページをお願いいたします。予算額と調定額増減100万円以上については、2款1項1目1節、下水道使用料現年度分において197万4,649円の収入見込みが予定額を上回ったことによるものでございます。8款1項1目1節、下水道整備事業債8,290万円については、補助事業の明許繰越しによるものです。不用額100万円以上についてはございません。決算書の未執行予算につきましては、101ページの1款1項1目23節、償還金、利子及び割引料で還付金がなかったことによるものであります。

以上で、平成28年度南風原町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定にかかる説明といたします。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 宮城清政君 以上で認定第4号の説明を終わります。

日程第6、認定第5号 平成28年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定

○議長 宮城清政君 日程第6、認定第5号 平成28年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 認定第5号 平成28年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について 平成28年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。次ページ以降の歳入歳出決算の概要と決算調書資料等の説明については、担当からさせていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 認定第5号平成28年度南風原町土地区画整理事業特別会計決算の概要をご説明いたします。まず、歳入の決算額が16億591万3,000円で、歳出の決算額が14億207万8,000円となっております。決算額を前年度と比較しますと、歳入で1億4,921万1,000円（10.2パーセント）の増、歳出で1,353万9,000円（1パーセント）の減となります。歳入が増となった主な理由としましては、保留地処分金の増によるものでございます。歳入の主な内訳は、繰入金5億6,495万4,000円（35.2パーセント）、県支出金4億5,174万7,000円（28.1パーセント）、保留地処分金4億1,838万6,000円（26.1パーセント）、分担金及び負担金7,312万7,000円（4.6パーセント）、町債5,330万円（3.3パーセント）、繰越金4,108万4,000円（2.6パーセント）であります。

次に、歳出の主な内訳としましては、事業費における工事請負費4億2,353万6,000円（現年度分2億7,109万1,000円、繰越分1億5,244万5,000円）、委託料が4,825万8,000円（現年度分4,062万2,000円、繰越分763万6,000円）、補償費が2億5,767万5,000円（現年度分2億4,584万6,000円、繰越分1,182万9,000円）、事務費420万円の執行、合計で7億3,366万9,000円、歳出総額に占める割合が52.3パーセント（前年度82.7パーセント）となり、その他に基金積立金4億1,860万9,000円（29.9パーセント）、公債費1億7,494万9,000円（12.5パーセント）の歳出があり、平成28年度予算の執行率は79.2パーセントとなっております。

4ページに、ただいまご説明しました歳入歳出それぞれの決算状況が添付されておりますので、お目とおしをお願いいたします。

続きまして、決算書及び決算調書についてご説明いたします。まず、決算書106ページをお願いいたします。収入未済額で3款2項2目1節、沖縄振興公共投資交付金1億4,996万1,492円の収入未済額につきましては、明許繰越しによるものでございます。

次に、決算調書の382ページをお願いいたします。予算現額と調定額の増減100万円以上につきましては、10款1項1目1節の津嘉山北土地地区画整理事業債1,490万円につきましては、補助事業の明許繰越しによるものでございます。そして不用額100万円以上については、ございません。

決算書の未執行予算につきましては、110ページ2款1項2目13節、委託料について津嘉山ハイツの造成工事中において壕が発見されたということで、その調査を行うための委託料明許繰越しでございます。

以上で、平成28年度南風原町土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定にかかる説明といたします。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 宮城清政君 以上で、認定第5号の説明を終わります。

日程第7. 認定第6号 平成28年度南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定

○議長 宮城清政君 日程第7. 認定第6号 平成28年度南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 認定第6号 平成28年度南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について 平成28年度南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。次ページ以降の歳入歳出決算の概要と決算調書資料等の説明については、担当からさせていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 認定第6号平成28年度南風原町農業集落排水事業特別会計決算の概要をご説明いたします。まず、歳入の決算額が2,089万3,000円で、歳出の決算額が2,030万4,000円となっております。決算額を前年度と比較しますと、歳入で36万9,000円（1.8パーセント）の増、歳出では49万4,000円（2.5パーセント）の増となっております。歳入が増となった主な理由としましては、使用料と繰越金によるものでございます。歳入の主な内訳としましては、集落排水使用料が412万7,000円（19.8パーセント）、繰越金71万4,000円（3.4パーセント）、一般会計から1,594万9,000円（76.3パーセント）の繰入れを行っております。

次に、歳出の主な内訳としましては、農業集落排水事業費1,469万7,000円（72.4パーセント）、公債費560万7,000円（27.6パーセント）の歳出があり、平成28年度予算の執行率は97.3パーセントとなっております。

4ページに、ただいまご説明いたしました歳入歳出と農業集落排水使用料の収入済額が添付されておりますので、お目とおしをお願いいたします。

続きまして、決算書及び決算調書についてご説明いたします。決算調書の385ページをお願いいたします。収入未済額調べで2款1項1目1節、農業集落排水使用料の現年度分については、不納欠損はなく、収入未済で8件、8,763円となっております。同じく2節の滞納繰越分については、不納欠損が2件で2,041円、収入未済はございません。8月31日現在では、現年度分の収入未済が1件で561円となっております。不納欠損の理由としましては、転居先不明のため地方自治法大236条第1項の消滅時効となっております。

歳入の予算現額と調定額の増減100万円以上及び不用額100万円以上についてはございませんでした。

決算書の未執行予算につきましては、118ページの1款1項1目23節、償還金、利子及び割引料については、還付金がなかったことによるものでございます。

以上で、平成28年度南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定にかかる説明といたします。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これで認定第6号の説明を終わります。

日程第8．報告第7号 平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について

○議長 宮城清政君 日程第8．報告第7号 平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の

説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 報告第7号 平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定により平成28年度決算に基づく公営企業における資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて議会に報告いたします。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 報告第7号平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について説明します。2ページをお開きください。まず1. 平成28年度決算に基づく健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4種類の指標のことを言います。本町において、早期健全化基準数値は、実質赤字比率14.09パーセント、連結実質赤字比率19.09パーセント、実質公債費比率25パーセント、将来負担比率350パーセントとなっております。健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準数値以上であれば、早期健全化団体となり財政の早期健全化のための財政健全化計画を策定し議会の議決を受けることが義務付けられるとともに、その計画及び実施状況を国・県へ報告しなければなりません。財政再生基準数値は、実質赤字比率20パーセント、連結実質赤字比率30パーセント、実質公債費比率は35パーセント、将来負担比率の基準数値はございません。健全化判断比率のいずれかが財政再生基準数値以上であれば、財政再生団体となり、財政再生計画を策定し早期健全化計画団体同様に議会議決を受けることが義務付けられるとともに、その計画及び実施状況の国・県への報告義務や地方債の制限、国の勧告を受けることとなります。

本町の実質赤字比率は、一般会計、土地区画整理事業特別会計を合計した実質赤字額の臨時財政対策債を含む標準財政規模に対する比率で、平成28年度実質収支は赤字ではないことから、表①実質赤字比率欄への数値表記はございません。連結実質赤字比率は、一般会計と全特別会計の実質収支額合計額の臨時財政対策債を含む標準財政規模に対する比率を言います。全会計における連結実質収支においても赤字ではないことから、②連結実質赤字比率の欄にも数値の表記はありません。③の実質公債費比率は、標準財政規模に対する公債費の割合を示します。単年度数値の3年平均で9.9パーセントとなり、早期健全化基準値と財政再生基準値以内となっております。④の将来負担比率は、標準財政規模に対する将来における町債残高や一般会計操出金の充当が見込まれる下水道事業、農業集落排水事業の企業債残高などの合計額の割合を示します。平成28年度の比率は、120.9パーセントとなっており、早期健全化基準数値と財政再生基準値以内となっております。

続きまして、2. 平成28年決算に基づく公営企業における資金不足比率について説明を

いたします。まず、資金不足比率は、公営企業会計（下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計）ごとの資金不足額、実質赤字額の事業の規模に対する比率で、営業収支に相当する収入の額と使用料収入及び雨水処理費に対する繰入金の合計に対する比率のことです。資金不足比率が20パーセント以上であれば、公営企業の経営の健全化のための経営健全化計画を策定し、議会の議決を受けることが義務付けられるとともに、その計画及び実施状況を国・県へ報告しなければなりません。平成28年度の下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計ともに資金不足はなく、資金不足比率欄への数値の表記はございません。

それから、お手元にこの報告第7号の資料をお配りしておりますが、これは今ご説明した各数値の算出基礎の資料となっておりますのでのちほどお目とおしく下さい。

それから、3ページにはそれぞれ比率の概略も記載しております。以上が平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率の報告となります。

○議長 宮城清政君 これからただいまの報告について質疑に入ります。質疑はありますか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第7号 平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率については、これをもって終了します。

○議長 宮城清政君 以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これにて散会します。お疲れ様でした。

散会（午後1時51分）